

米子市水道料金及び下水道使用料徴収等業務委託  
公募型プロポーザル方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米子市水道料金及び下水道使用料徴収等業務(以下「業務」という。)の委託について、業務の効率化を図り、経済性を高めるため、業務に対する経験、実績及び技術的能力等が優れた者を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル方式」という。)による選定を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(委託業務の対象区域)

第2条 委託業務の対象区域は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水道事業 米子市水道事業の設置に関する条例(平成17年米子市条例第190号)第3条に定める給水区域
- (2) 下水道事業 米子市下水道事業の設置等に関する条例(平成29年米子市条例第25号)第4条に定める区域
- (3) 前各号に掲げる区域のほか、米子市水道事業管理者(以下「管理者」という。)が別に定める区域

(委託業務の範囲)

第3条 委託業務の範囲は、次に掲げるとおりとし、その詳細は、米子市水道料金及び下水道使用料徴収等業務委託仕様書のとおりとする。

- (1) 検針業務
- (2) 収納業務
- (3) 滞納整理業務
- (4) 窓口業務
- (5) 開閉栓業務
- (6) 電算処理業務
- (7) 事務引継業務
- (8) その他前各号に掲げる附帯業務

(参加の公募)

第4条 管理者は、公告及び米子市水道局ホームページ(以下「局ホームページ」という。)で閲覧に供する方法により、プロポーザル方式に参加する事業者を公募するものとする。

(参加資格者)

第5条 プロポーザル方式の参加資格者は、令和4年度及び令和5年度米子市水道局入札参加等有資格者名簿(物品・役務等部門)に登録されている者で、次に掲げる条件を全て満たし、管理者が認めたものとする。

- (1) 平成24年4月1日以降に、給水人口15万人以上の都市において、第3条第1号、第2号、第3号及び第6号に規定する業務を継続して2年以上の期間にわたって履行し、完了した実績のある者であること。
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム等の規格を取得している者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でないこと。
- (4) 募集公告の日から優先交渉権者決定の日までの間のいずれの日においても、米子市水道局建設工事等指名競争入札参加資格指名停止措置要綱(平成11年2月15日施行)に基づいて指名停止又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていない者であること。
- (5) 破産法(平成16年法律第75条)に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225条)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 令和4年4月1日を基準日として、直近2年間における法人税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (7) 都道府県税(法人事業税、法人都道府県民税)の滞納がない者であること。
- (8) 市区町村税の滞納がない者(法人及びその代表者(委任関係があるときはその受任者))であること。
- (9) 賠償保険に加入している者であること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (11) 共同企業体で参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。
  - ア 共同企業体又は共同企業体の構成員のいずれかが第1号及び第2号の条件を、共同企業体の全ての構成員が第3号から第10号までの条件を満たす者であること。
  - イ 共同企業体の構成員は、業務委託に関して当該企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
  - ウ 共同企業体の構成員は、単独及び他の企業体の構成員としてプロポーザル方式に参加していないこと。

(参加申込み)

第6条 プロポーザル方式の参加を希望する者(以下「参加希望事業者」という。)は、「プロポーザル方式参加申込書」(様式第1号)(以下「参加申込書」という。)を所定の期限までに管理者に提出しなければならない。

2 参加希望事業者は、次に掲げる書類を参加申込書に添付し、管理者に提出しなければならない。

- (1) 会社概要書(様式第4号)
- (2) 業務受託実績一覧表及び業務受託実績調査票(様式第5号)

- (3) 業務受託実績を証する契約書の写し又は実績を証明できる書類の写し
- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム等の規格の取得を証明できる書類の写し
- (5) 直近2か年の法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書
- (6) 直近2か年の都道府県税（法人事業税、法人都道府県民税）に滞納がないことの証明書
- (7) 直近2か年の市区町村税に滞納がないことの証明書（法人及びその代表者（委任関係があるときはその受任者））
- (8) 賠償保険の加入状況について確認できる保険証書の写し等
- (9) 共同企業体として参加する場合は、共同企業体協定書の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理者が別に定めるもの

（資格審査及び審査結果通知）

第7条 管理者は、参加希望事業者から提出された参加申込書及び添付書類により、プロポーザル方式の参加資格の審査を実施する。

2 管理者は、次に掲げる区分に従い、前項の審査結果を参加希望事業者に通知するものとする。

- (1) プロポーザル方式の参加資格を有すると認められた者（以下「参加事業者」という。）に対し、「プロポーザル方式参加要請書」（様式第2号）を送付し、プロポーザル方式の参加を要請するものとする。
- (2) プロポーザル方式の参加資格を有しないと認められた者に対し、「プロポーザル方式参加資格審査結果通知書」（様式第3号）を送付し、プロポーザル方式の参加資格を認めない旨を通知するものとする。

（募集要項）

第8条 参加事業者は、本要領及び別に定める米子市水道料金及び下水道使用料徴収等業務委託公募型プロポーザル方式の募集要領（以下「募集要領」という。）に従い、次に掲げる項目について、「業務提案書」（様式第7号）及び各種資料（以下「業務提案書等」という。）を作成し、管理者が第9条に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 会社概要（様式第4号）、財務状況（貸借対照表及び損益計算書（直近2年度分））、業務受託実績一覧表及び業務受託実績調査票（様式第5号）
- (2) 業務体制及び業務執行計画
- (3) 地域貢献等
- (4) 検針業務に関する企画及び技術提案
- (5) 収納業務に関する企画及び技術提案
- (6) 滞納整理（停水執行を含む。）業務に関する企画及び技術提案
- (7) 窓口業務に関する企画及び技術提案
- (8) 開閉栓業務に関する企画及び技術提案
- (9) 電算業務に関する企画及び技術提案

- (10) 下水道使用料等に係る徴収及び滞納整理業務に関する企画及び技術提案
  - (11) その他の業務に関する企画及び技術提案
  - (12) 個人情報保護に関する企画及び技術提案
  - (13) 防災・災害及び緊急時対策等危機管理に関する企画及び技術提案
  - (14) 提案価格書（様式第9号）及び提案価格内訳明細書
- 2 管理者は、参加事業者に対し、次に掲げる資料を提供することとする。
- (1) 労務部門関係業務委託仕様書
  - (2) 電算部門関係業務委託仕様書
- 3 プロポーザル方式に係る業務提案書等の提出方法は、郵送又は持参とし、電子記憶媒体のみによる提出は認めない。なお、持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間とし、事前に電話連絡することとする。

（実施スケジュール）

第9条 プロポーザル方式に係る実施スケジュールは、次の表に掲げるとおりとする。

| 実施内容                               | 実施期間又は期日                      |
|------------------------------------|-------------------------------|
| 公示（局ホームページ）                        | 令和4年7月12日（火）                  |
| 参加申込書等の提出期限                        | 令和4年7月27日（水）                  |
| 参加資格の審査                            | 令和4年8月8日（月）                   |
| ア 参加資格審査結果通知<br>イ 提案書作成に必要な資料の提供開始 | 令和4年8月9日（火）                   |
| 質問書提出期間                            | 令和4年8月9日（火）から<br>令和4年8月19日（金） |
| 質問書の回答期間                           | 令和4年8月9日（火）から<br>令和4年8月24日（水） |
| 業務提案書等の提出期限                        | 令和4年9月26日（月）                  |
| 参加辞退届の提出期限                         | 令和4年9月26日（月）                  |
| プレゼンテーション等の案内                      | 令和4年9月27日（火）                  |
| プレゼンテーション及びヒアリングの実施                | 令和4年10月14日（金）                 |
| 審査委員会による審査及び優先交渉権者の選定              |                               |
| 優先交渉権者決定通知及び局ホームページ公表              | 令和4年10月中旬                     |
| 業務委託の契約締結                          | 令和4年12月上旬                     |
| 業務委託開始                             | 令和6年4月1日（月）                   |

(質問の受付及び回答)

第10条 質問の受付は、電子メールのみにより受け付けるものとし、第9条に規定する期間までに「プロポーザル方式質問書」(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

2 質問事項は業務提案書の作成に関する事項に限り受け付けるものとし、審査及び評価に関する質問は、一切受け付けないものとする。

3 質問に対する回答は、第9条に規定する期間に局ホームページに掲載することとする。

(参加申込手続き)

第11条 プロポーザル方式に係る参加申込書等の提出先は以下のとおりとする。

〒683-0008

鳥取県米子市車尾南二丁目8番1号 米子市水道局 計画課 計画推進担当

電話 0859-32-9930

FAX 0859-23-3530

メール [suido-keikaku3@city.yonago.lg.jp](mailto:suido-keikaku3@city.yonago.lg.jp)

(参加に関する留意事項)

第12条 プロポーザル方式に関する全ての業務提案書の作成及び提出に係る費用は、参加事業者の負担とする。

2 提出された書類等の取扱いは以下のとおりとする。

(1) 業務提案書等の著作権は、それぞれの参加事業者に帰属するものとする。

(2) 業務提案書等に記載された情報について、米子市水道局は提出された業務提案書等を参加業者に無断で二次的に使用しない。

(3) 業務提案書等は、選考作業において、必要な範囲で複製を行うことができることとする。

(4) 提出された業務提案書等は返却しない。

(参加の辞退)

第13条 参加事業者は、第9条に規定する期日までに限り、管理者に「プロポーザル方式参加辞退届」(様式第10号)を提出し、参加を辞退することができる。

(プロポーザル方式の評価基準及び審査)

第14条 評価は主に業務に対する理解度、説明能力、意欲、業務提案書等の的確性、表現力、独創性、実施手順の妥当性、社員配置の妥当性、提案内容の根拠、解析力等を基準とし、審査は、米子市水道料金及び下水道使用料徴収等業務委託事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行うものとする。

2 審査委員会は、参加事業者から提出された業務提案書及びプレゼンテーションによるヒアリングを行い、「米子市水道料金及び下水道使用料徴収等業務委託公募型プロポーザル方式優先交渉権者選定基準」に基づき審査し、評価基準総合点が最も高い者

を優先交渉権者として選定する。

- 3 評価基準総合点は、評価項目ごとに審査委員会委員の評価点数を合計し、その平均点を採用する。この場合において、当該平均点に小数点以下の端数があるときは、小数第3位を四捨五入するものとする。
- 4 審査の結果、選定された者の採点数合計が60%に満たない場合は、失格とする。

(審査結果の答申)

第15条 審査委員会は、優先交渉権者を選定したときは、速やかに審査の結果を管理者に答申しなければならない。

(優先交渉権者の決定及び通知)

第16条 管理者は、前条の答申を受け、優先交渉権者を決定する。

- 2 管理者は、優先交渉権者に決定した参加事業者に対し、「プロポーザル方式選定結果通知書」(様式第13号)を、決定されなかった参加事業者に対し「プロポーザル方式非選定結果通知書」(様式第14号)をそれぞれ通知するものとする。

(委託契約)

第17条 管理者は、優先交渉権者を選定した参加希望事業者と条件等の協議を行い、協議が整った場合、優先交渉権者は、米子市水道局契約規程(平成17年水道局管理規程第28号)の規定に基づき、米子市水道料金及び下水道使用料徴収等業務委託契約(以下「委託契約」という。)を締結する。なお、協議の際、双方合意の上、各種仕様書及び提出した業務提案書の内容を一部変更する場合がある。

- 2 優先交渉権者は、円滑に受託業務を行うことができるよう自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

(委託契約期間)

第18条 委託業務の契約期間は、契約締結の日から令和11年3月31日までとする。

- 2 契約締結の日から令和6年3月31日までの期間は準備期間とし、優先交渉権者は当該実施業務を円滑に行うことができるよう自己の負担と責任において水道料金等計算システムの構築、システムのデータ移行に係る準備・検証及び業務移行並びに検針員等従事者の確保・研修等を行うものとする。

(失格事由)

第19条 管理者は、参加事業者及び優先交渉権者が、次に掲げる事由に該当した場合は、プロポーザル方式の参加資格又は優先交渉権者の決定を取り消し、その旨を通知する。また、これまでに要した経費は一切負担しないこととする。

- (1) 第5条に定める参加資格に瑕疵が認められた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載又は不備が認められた場合
- (3) 参加事業者及び優先交渉権者が備えるべき資格条件を満たさなくなった場合
- (4) その他不正行為があった場合

(次点交渉権者の繰上げ)

第20条 管理者は、優先交渉権者に委託契約を履行することができない事由が生じた場合は、プロポーザル方式において次順位以下の次点交渉権者となった参加事業者のうち、評価基準総合点が上位であった者から順に当該業務委託についての協議を行うことができる。

(公表)

第21条 管理者は、局ホームページにより、プロポーザル方式実施の結果について公表する。

(事務局)

第22条 事務局は、米子市水道局計画課計画推進担当に設置する。

(その他)

第23条 この要領に定めるものを除き、公募型プロポーザル方式の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年7月1日から施行する。

(要領の廃止)

2 この要領は、優先交渉権者と当該委託契約を締結した時点で廃止する。